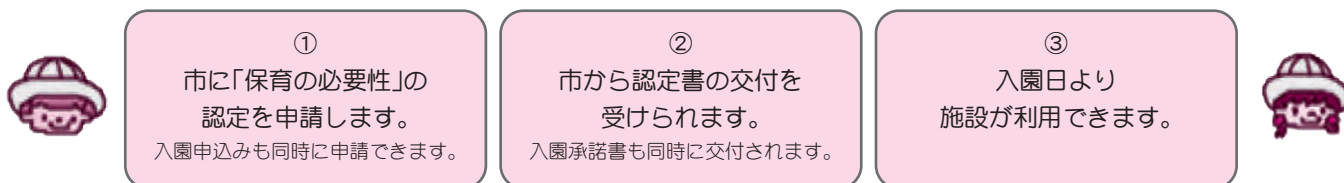


子ども未来園（保育園・認定こども園）

● 利用の流れ

お子さんが保育所・認定こども園（保育希望）などの施設を利用する場合は、入園の手続きのほかに「保育の必要性」の認定を受ける必要があります。



※幼稚園を利用する場合は、施設に利用申込みをします。

● 「保育の必要性」の認定は、保護者の希望、就労状況などにより、次の3つの区分で認定します。

※お子さんの年齢は、4月1日現在の満年齢です。

認定区分	対象者	利用先
1号認定	満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園 (幼稚園部分)
2号認定	満3歳以上で、保育所等での保育を希望する場合	保育所 認定こども園 (保育所部分)
3号認定	満3歳未満で、保育所等での保育を希望する場合	保育所 認定こども園 (保育所部分)

● 保育を必要とする事由

保育所・認定こども園（保育希望）に入園するためには、保護者のそれぞれが次のいずれかに該当することが必要です。

- ・ 1か月に60時間以上の就労（フルタイムのほかパートタイム、夜間就労、居宅内労働など基本的にすべての就労を含む）
- ・ 妊娠、出産
- ・ 保護者の疾病、障害
- ・ 同居又は長期入院している親族の介護、看護
- ・ 災害復旧
- ・ 求職活動中（起業準備を含む）
- ・ 就学（職業訓練校等における就職訓練を含む）
- ・ 虐待やDVのおそれがあること
- ・ 育児休業取得時（2歳以上児のみ※2歳児については、育児休業を事由での新規申込はできません。）

● 保育の必要量

保育を必要とする事由が就労の場合、保護者の就労時間により、保育を利用できる時間を2つの区分で認定します。

区分	就労時間	保育を利用できる時間
保育短時間	保護者それぞれのひと月あたりの就労時間（実労働時間）が60時間以上120時間未満の場合	各園 8：00～16：00 の8時間までの保育利用
保育標準時間	保護者それぞれのひと月あたりの就労時間（実労働時間）が120時間以上の場合	各園の開園時間から11時間までの保育利用

※保護者のひと月あたりの就労時間が120時間以上の場合は、世帯の状況等に応じて保育短時間と保育標準時間を選択できます。

※保育料は犬山市ホームページでご確認いただくか、子ども未来課へお問い合わせください。

問合せ・・・子ども未来課 保育園・幼稚園担当 0568-44-0324

● 子ども未来園（保育園・認定こども園）一覧と保育時間

	地区	園名	電話	開園時間		児童年齢			障害児 保育	一時保育
				月～金曜日	土曜日	0歳児	1歳以上	3歳以上		
公立	犬山	五郎丸	61-3428	7:00~19:00	7:00~18:00	○	○	○	○	
		橋爪	62-3780	7:30~18:30			○	○		○
		上木	61-3424	7:00~19:00			○	○	○	
		丸山	62-3550	7:00~19:30	7:00~19:00		○ 2歳以上	○	○	
	城東	城東	61-0620	7:00~19:00	7:00~18:00		○	○	○	
		今井	61-4588	7:30~18:30			○	○		
		城東第2	62-3553	7:00~19:00	7:00~18:00		○	○	○	
	羽黒	羽黒北	67-1943	7:00~19:00	7:00~18:00	○	○	○	○	
		羽黒	67-0129	7:30~18:30			○	○	○	
		羽黒南 (認定こども園)	67-4445	7:00~19:00	7:00~18:00	○	○	○		○
	楽田	楽田	67-1039	7:00~19:00	7:00~18:00	○	○	○		
		楽田西	67-2761	7:00~19:00	7:00~18:00	○	○	○	○	
楽田東 (認定こども園)		67-4446	7:30~18:30			○	○			
私立	犬山	白帝	62-6488	7:00~19:30	7:00~19:30	○	○	○		○
	城東	犬山さくら	61-0814	7:00~19:30	7:00~19:30	○	○			○

※0歳児は生後57日目より保育します。

※認定こども園（教育標準時間）と特別利用保育希望の方の利用時間は9:00~14:00までです。

※保育料は犬山市ホームページでご確認いただくか、子ども未来課へお問い合わせください。

● 延長保育

保護者の勤務時間により、保育短時間（8:00~16:00までの8時間）、保育標準時間（各園の開園時間から11時間）を超えて保育が必要な場合に延長保育として実施しています。無償化の対象にはなりません。

定期的利用(月額)	30分につき、500円
一時的利用	30分につき、50円(上限なし)
減免対象	生活保護世帯・市町村民税非課税世帯

①定期的利用：事前に「延長保育利用許可申請書」に必要事項を記入し、提出してください。

定期的利用料(月額)が発生します。

②一時的利用：利用許可を受けた時間を超えて利用する場合や、利用申請していないが一時的・緊急的に延長保育を利用する場合は、一時的利用料が発生します。

※一時的利用の場合は、「延長保育利用許可申請書」の提出は必要ありません。

※おやつ代は、上記利用料に含まれます。

● 預かり保育

認定こども園（教育標準時間）、特別利用保育を利用する子どもを対象に、預かり保育を行います。

9:00~14:00を越えて保育が必要な場合に利用できます。

問合せ・・・子ども未来課 保育園・幼稚園担当 0568-44-0324

●いろいろな保育

■休日保育

子ども未来園・保育園に在園している児童の保護者が休日（日・祝日）に就労しているなど、家庭での保育が困難な場合に白帝保育園において保育を行います。

（利用希望日の10日前までに登録・申込みが必要です。登録時に面接があります。）

年齢	利用料
3歳未満児	1回 2,000円
3歳以上児	1回 1,000円
給食代	300円
おやつ代	1回 50円

利用時間 8:00～18:00

※利用料は、4/1時点の年齢でいただきます。

※保育認定を受けている事由（就労）以外で、休日保育を利用する場合は左記利用料を徴収します。

※満1歳以上で普通食対応・歩行完了のお子さんが対象となります。

■一時保育

保護者のパート勤務（週3回程度）や家族の病気、冠婚葬祭等のため、家庭での保育が一時的に困難になった場合に、最大月14日まで下記の園で保育します。詳しくは各園にお問い合わせください。

○橋爪子ども未来園（月～金）1～5歳

0568-62-3780

○羽黒南子ども未来園（月～土）6か月～5歳

0568-67-4445

30分あたり利用料等

0歳	320円
1・2歳	170円
3歳	90円
4歳以上	70円
給食代	250円/食
おやつ代	50円/回

○白帝保育園（月～土）0～5歳 ※4/1時点の年齢

0568-62-6488

利用時間：月～土 8:30～16:00

30分あたり利用料等

0歳児	320円
1・2歳児	170円
3歳児	90円
4歳以上	70円
給食代	300円/食
おやつ代	50円/回

○犬山さくら保育園（月～金）0～2歳

0568-61-0814

利用料（別途、登録料が必要になります。金額については、園にご確認ください）

	0歳（生後57日～） ※ミルクをご持参ください	0歳児（概ね10か月以上、後期食を食べるとき） ※ミルクをご持参ください	1・2歳
9:00～16:00 7時間コース	3,450円	3,800円	2,500円
9:00～14:00 5時間コース	2,700円	3,000円	2,000円
9:00～12:00 3時間コース	1,800円	2,100円	1,400円

※上記の時間を延長する場合、15分につき100円いただきます。

問合せ・・・各子ども未来園・保育園

■病後児保育

市内在住の1歳から小学校3年生までの児童を対象に病後児保育を行います。

詳しくはお問い合わせください。

- ・実施園：楽田西子ども未来園
- ・日 時：月～金曜日 8:00～18:00
- ・定 員：1日2名
- ・利用料金（30分あたり）

1・2歳：170円 3歳：90円 4歳～：70円 給食代：250円 おやつ代：50円

※給食代・おやつ代は提供した場合のみです。

※生活保護世帯・（前年度）市町村民税非課税世帯は利用料が無料になります。

※事前に登録・申込みが必要です。

問合せ・・・楽田西子ども未来園 0568-67-2761